

薬価基準改定の経過

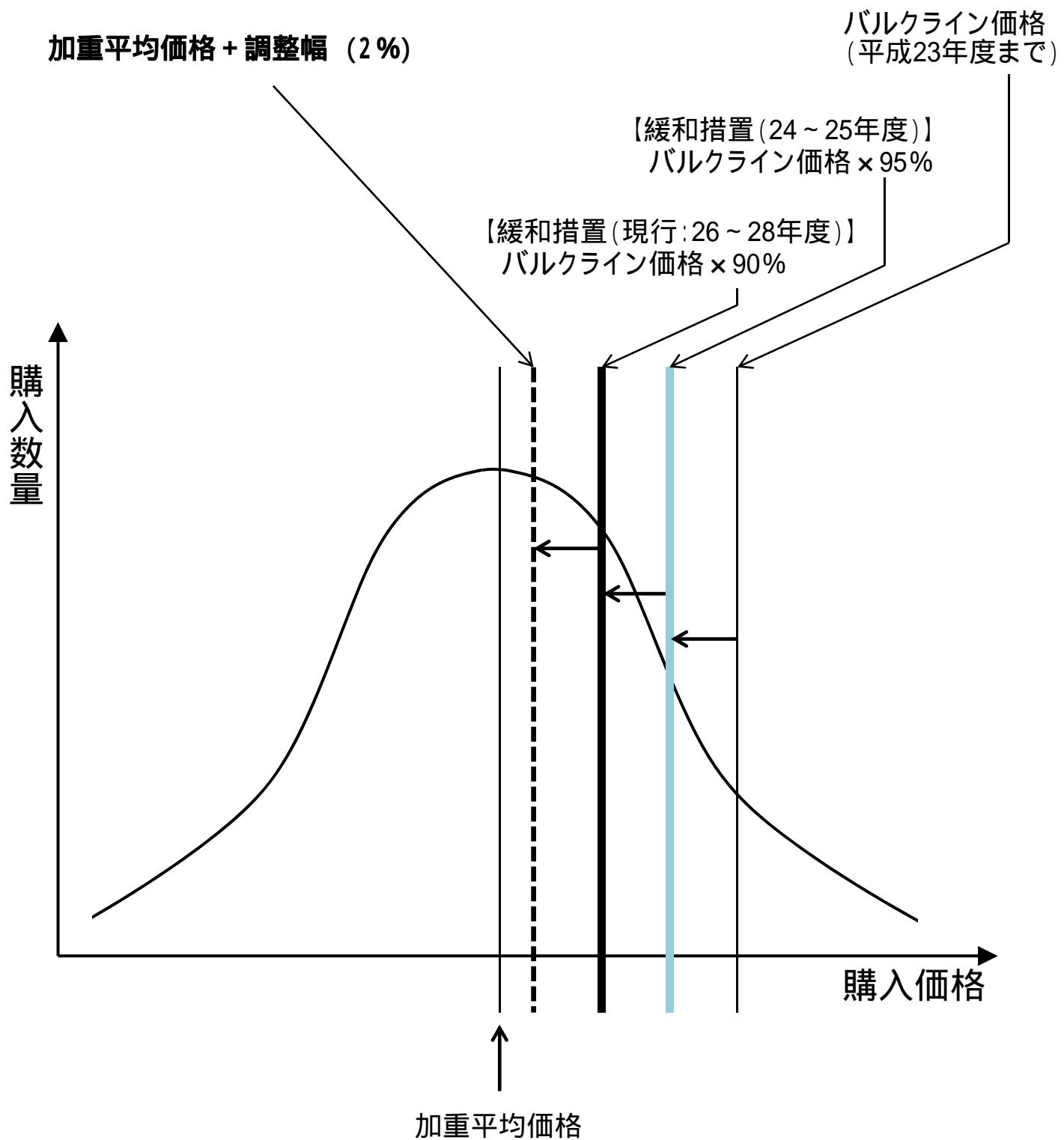
- 1 平成23年度以前は、医薬品購入実態調査を基に、購入価格の安いものから順に並べて総購入数量の90%に達した価格を採用するバルクライン方式(以下「バルクライン方式」という。)を用いて算定を行ってきた。
- 2 一方、人の健康保険では市場実勢価格を基にする加重平均値に、調整幅(改正前薬価の2%)を加算する方式を採用し薬価算定を行っていた。動物用医薬品の薬価においても、実勢価格に近づける観点から、同方式(以下「加重平均方式」という。)の採用を検討した。

しかしながら、直ちに加重平均方式を採用した場合、それまでに比べて、ほとんどの場合薬価が下がることが予想され、医薬品の供給や安定的な家畜診療にも影響が懸念された。そのため、一定の緩和措置を設け、29年度以降に加重平均方式へ完全に移行することを目標とした。
- 3 緩和措置としては、24年度からは、加重平均方式で算定した価格よりも、バルクライン方式で算定される薬価の95%の方が高い場合、後者の価格を薬価として設定するものであり、さらに、26年度以降はその割合を90%とするものであり、家畜共済小委員会等での議論を経て設定してきた。

なお、加重平均方式に用いられる調整幅(2%)は、小規模な診療所では医薬品の使用量が少ないと割高な小包装品(例:100ml入りと10ml入りがあれば10mlの方)を購入せざるを得ないこと等を考慮し、加重平均値に一定の価格幅を加えているものであり、基本的には、人の健康保険制度で採用されている調整幅と同様としている。
- 4 薬価基準表は平成29年度から適用することを予定している。

なお、薬価の算定基礎となる医薬品購入価格については、本年度、225診療施設(家畜共済に係る診療を行っている全診療施設の約15%)に対し調査を実施した。

薬価の算定方法イメージ図



薬価の算定方法の変更による影響等

共済金の削減額見込み

1 現行の算定方法 (平成 26 ~ 28 年度)

以下の計算式で算定される価格を薬価とする。

ただし、

算定値がバルクライン価格の 90 / 100 に相当する額を下回る医薬品には、バルクライン価格の 90 / 100 に相当する価格を薬価とする（緩和措置）

算定値が改定前薬価を上回る医薬品には、改定前薬価を薬価とする。

当該既収載医薬品の診療施設における
薬価算定単位当たりの平均的購入価格 + 調整幅
(税込購入価格の加重平均値)

調整幅：改定前薬価の 2 / 100 に相当する額



2 変更後の算定方法 (今回諮詢案：29 年度から適用)

以下の計算式で算定される価格を薬価とする。

ただし、

算定値が改定前薬価を上回る医薬品は、改定前薬価を薬価とする。

当該既収載医薬品の診療施設における
薬価算定単位当たりの平均的購入価格 + 調整幅
(税込購入価格の加重平均値)

調整幅：改定前薬価の 2 / 100 に相当する額



3 1 を 2 の算定方法に変更した場合の共済金削減額

= 約 2.2 億円 (基礎データ：平成 28 年度医薬品購入実態調査)